

☆*****

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 令和2年改正法にかかる整備省令の公布について

☆*****

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

2021年9月27日、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和3年厚生労働省令第159号。以下「整備省令」）（※1）が公布されました。併せて、通知「「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）」（年発0927第2号）（※2）が発出されました。

※1 年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（令和3年厚生労働省令第159号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000836322.pdf>

※2 「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）（年発0927第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000836283.pdf>

これは、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第40号、以下「令和2年改正法」）が2022年4月1日から順次施行されること等に伴い、確定拠出年金法施行規則（平成13年厚生労働省令第175号）等について、所要の規定の整備を行うもので、本年6月から7月にかけてパブリックコメント手続き（※3）が行われていたものです。

※3 パブリックコメントの結果について

「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令案」に係る御意見の募集について寄せられた御意見について

<https://public-comment.e-gov.go.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495210109&Mode=1>

「令和2年改正法」は、公的年金の受給開始年齢を60～70歳から60～75歳に拡大する等、幅広い内容を含んでいますが、今般公布された整備省令のうち、企業年金・個人年金に関する内容のうち、主なものは以下のとおりです。

<整備省令の概要（企業年金・個人年金関係）>

(1) 【2022年（令和4）4月1日施行】

DCの受給開始時期の選択肢拡大に伴う措置として、以下のような所要の改正を行う。

- ・企業型年金の老齢給付金を一時金として受給し退職所得控除の適用を受ける場合に通算すべき退職手当等の期間が「前年以前14年内」から「前年以前19年内」とされることに伴い、退職手当等の支払が行われたときに、事業主が、企業型年金の企業型年金加入者等に係る記録関連業務を行う確定拠出年金運営管理機関（以下「企業型RK」）に通知を行う企業型年金加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に改める。
- ・退職手当等の支払を受けて退職所得控除額の控除を行ったときに、国民年金基金連合会に届出を行う対象となる個人型年金加入者等の年齢範囲を「46歳以上」から「41歳以上」に改める。

(2) 【2022年（令和4）5月1日施行】

DCの加入可能年齢の引上げに伴う措置として、以下のような所要の改正を行う。

- ・企業型年金加入者であった者であって60歳以上75歳未満の者が、通算加入者等期間を有しない場合、企業型年金加入者となった日または企業型年金加入者であった者が60歳に到達した日のいずれか遅い日から起算して5年を経過した日から老齢給付金の支給を請求できることとする。

(3) 【2022年（令和4）5月1日施行】

脱退一時金の受給要件の見直しに伴う措置として、以下のような所要の改正を行う。

- ・脱退一時金の支給の請求を受けた企業型R K等が、他の企業型R K等または国民年金基金連合会に対し、提供を求める記録の内容について、所定の事項を追加する。

(4) 【2022年（令和4）5月1日施行】

ポータビリティの拡充により企業型年金から企業年金連合会（通算企業年金）への移換、確定給付企業年金の残余財産の個人型年金への移換を可能とすること等に伴い、手続規定の整備等所要の改正を行う。

(5) 【2022年（令和4）10月1日施行】

企業型年金加入者の個人型年金加入の要件緩和に伴う措置として、以下のような所要の改正を行う。

- ・事業主は、個人型年金規約の定めるところにより、毎月末日における企業型年金加入者に関する情報（基礎年金番号、性別及び生年月日、事業主掛金及び企業型年金加入者掛金の拠出の状況 等）を当該月の翌月末日から起算して2営業日以内に、企業年金連合会を経由して国民年金基金連合会に通知しなければならないものとする。

なお、今回の整備省令の公布、整備等政令の公布（※4）等を受けて、以下の通知・事務連絡が発出されております。

※4 メルマガ「令和2年改正法の整備等政令の公布について」2021年8月11日発行

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2021/magazine/n322_nenkin_magazine_20210811.pdf

<9月27日発行 通知・事務連絡>

通知「「確定拠出年金制度について」の一部改正について」（年発0927第1号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000836164.pdf>

通知「「確定拠出年金の企業型年金に係る規約の承認基準等について」の一部改正について」（年企発0927第2号）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000836321.pdf>

事務連絡「確定拠出年金 Q&A の改定について」

<https://www.mhlw.go.jp/content/12500000/000836165.pdf>

通知「「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」等の一部改正について」
(年企発 0927 第 1 号)

通知「「確定給付企業年金制度について」の一部改正について」(年発 0927 年第 3 号)

事務連絡「「確定給付企業年金規約例」の一部改正について」

なお、「令和 2 年改正法」の概要については、以下の年金 NEWS をご参照ください。

<ご参考>

DC 法・DB 法の改正について (年金 NEWS)

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n710_nenkin_news_20200702_1.pdf

https://www.sa.nissay.co.jp/_media/info2020/nenkin/n710_nenkin_news_20200702_2.pdf

=====

日本生命保険相互会社

団体年金部

団体年金コンサルティング課

年金 NEWS・基金照会窓口

T E L 03-5533-5572

F A X 03-5533-5228

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202110-170-0273-D